

申請から事業実施までの流れ

(平成 30 年度共同募金による平成 31 年度事業の場合)

	施設整備費	生活課題解決支援事業	福祉のまちづくり支援事業	
30 年 度	4月	申請受付 ↓ ◇中央競馬馬主社会福祉財団の 助成要望も同時受付	申請受付 ↓	
	5月	市町村共同募金委員会調査・ 意見書		
	6月	申請事業の調査		
	7月	◎ 配分委員会 助成審査、助成計画の立案		
		◇中央競馬馬主社会福祉財団へ 申請		
	8月	◎ 理事会・評議員会 助成計画の審議		
		<助成内定> 内示・不採択通知 以後、必要に応じ事業の繰上実施可能 (要申請)	<助成内定> 内示	<公募枠の決定>
	9月	◇中央競馬財団助成事業の決定、 30年度内に事業実施		
	10月			申請受付
	11月			↓ 市町村共同募金委員会調査・ 意見書
	12月			申請事業の調査
	1月			↓
2月				
3月	◎ 配分委員会 ◎ 理事会・評議員会		福祉のまちづくり支援事業助成審査、助成計画変更の立案 助成計画変更の審議	
31 年 度	4月	<助成決定> 決定通知 31年度内に事業実施		<助成決定> 決定通知 31年度内に事業実施
	6月		◎ 理事会・評議員会 助成額決定 決定通知 31年度内に事業実施	
	〃 3月			
32年度	4月末:完了報告〆切			
整備物件の管理、書類の保管(5年間)／寄附金募集の禁止(1年間)／監査が必要な場合3年以内の実施				